

2021年11月26日(金) 第2853回例会 形式:対面 天候:晴れ 合唱:我等の生業

## 会長 室伏学 幹事 望月博文

事務所:神奈川県足柄下郡湯河原町宮上 566 湯河原温泉観光協会内 TEL 0465(64)1234 FAX 0465(63)1716

例会場:ニューウェルシティ湯河原 例会日:毎週金曜日 12:30~13:30

### 会長挨拶

室伏学

先日、11月15日に第9グループの会長幹事会がございました。要点のみ、皆様にお知らせしようと思います。

地区のクラブ支援推進委員会は「地区はクラブのためにある!」という方針で活動なされています。12月4日

には「クラブフューチャービジョンセミナー」が相模原市産業会館で開催されます。対象者は会長エレクトと次年度戦略計画立案者だそうです。また、「今さら聞けないロータリー」と題して、クラブの相談窓口「よろず相談掲示板」というツールが用意されています。地区のホームページに入口があり、クラブの疑問点を解決できるようになっています。

今年度、クラブロータリー賞に挑戦したのは、65クラブ中37クラブだそうです。ロータリー賞を達成するには、25項目の目標を確認し、最低でも13項目を選択し、それらを達成する必要があります。今年度の当クラブは11項目しか目標設定しておりませんので、挑戦していない扱いです。次年度、クラブロータリー賞に挑戦する場合は、6月までにマイロータリーでの登録が必要なので、佐藤友彦会長エレクトは、ご検討ください。

マイロータリーについてです。当クラブのマイロータリー登録率は60%です。未登録の方は是非ともご登録ください。

2022年2月10日17時に社会奉仕委員長会議開催が予定されています。神谷委員長は、ご予定ください。また、「オンライン新会員の集い」が企画されています。第9グループは3月10日20時から、第5グループBと合同でZOOM開催の予定です。入会3年未満の新会員が対象ですので、ご予定ください。地区大会は1日目が3月20日に鎌倉パークホテル、2日目が3月21日に藤沢市民会館です。多くの会員の皆様は2日目のみが対象になると思います。地区研修協議会は4月29日に相模原市民会館において、コロナの状況を見つつも、12部門フルスペックで開催される予定です。

YouTubeによる動画配信で「新会員's Voice」という企画があり、葉会員にお声が掛かりました。既にご本人からもご承諾いただいております、公開され次第、ガバナ一月信で紹介されると思います。

幹事報告 なし

連絡事項

12月の例会は、3日、10日、17日、24日の通常例会です。31日は規定により休会となります。

### 出席報告

会員	25名	出席率	79.17%
欠席	6名	前回の修正出席率	77.27%
(免除者)	1名	前々回の修正出席率	91.67%
ゲスト	2名	事前メイクアップ	0名
ビジター	0名		

ゲスト 湯河原町まちづくり課 計画係係長 鈴木邦和様  
湯河原町まちづくり課 計画係主事補 二見莉央様

### スマイル Box

入会記念日 平間章弘君(26年・H7/11/24)  
望月博文君

11月23日湯河原カントリー倶楽部で信和会ゴルフコンペが開催されて優勝する事が出来ました。ありがとうございます。  
高杉尚男君

コロナ過の中小規模ではありますがさがみ信用金庫の信和会ゴルフコンペを湯河原CCにて開催する事が出来ました。

佐東丈介君 1年ぶりに京都に行ってきました。

西山敦君

12月15日五所神社境内において歳の市(4時頃から9時頃まで)が開かれます。感染対策をしてご覧下さい。

青木義美君

熱海来宮神社御鳳輦(ごほうれん)会長の息子が4ヶ月遅れの神輿浜降りがやっと出来ました、海の中でアップアップしてましたが誰もおぼれませんでした。やれやれです。

#### 結婚記念日



佐藤友彦君  
11/25

#### ご夫人誕生日



佐藤友彦君  
ゆめ夫人  
11/24

#### ご夫人誕生日



伊藤伸之君  
和子夫人  
11/30



皆様こんにちは。今回は、湯河原町都市計画、土地利用等の経過についてお話をさせていただきます。

### 1. 湯河原町都市計画等指定状況

湯河原町の都市計画等指定状況は以下の通りです。この情報は湯河原町民の皆様にも広くお伝えしているものとなります。

- ・町全域都市計画区域内 区域区分 非線引き 4,097ha
- ・用途地域 399ha(無指定地域除く)

	種類	面積 (ha)	建ぺい率 /容積率(%)
住居系	第一種住居地域	182	60/200
	第二種住居地域	25	60/200
	準住居地域	21	60/200
	第二種中高層住居専用地域	13	60/200
商業系	近隣商業地域	3	80/200
	商業地域	152	80/400
工業系	準工業地域	3	60/200

※無指定地域:3,698ha

- ・特別用途地域 101ha

種類	面積 (ha)	概要
第一種 観光地区	23	ホテルや飲食店、住居など建築することができる建築物を規定
第二種 観光地区	63	個室付浴場やモーテル、工場など建築することができない建築物を規定
第三種 観光地区	15	個室付浴場やモーテル、工場など建築することができない建築物を規定。ただし、見学施設を有する食品製造業を営む工場で許可が下りたものは建築可能

- ・準防火地域 221ha ・建築基準法22条区域
- ・地区計画(船岡周辺地区:約 6.5ha)
- ・風致地区(湯河原風致地区、福浦風致地区:3,448ha)

	種類	面積 (ha)	概要
湯河原 風致地区	第一種風致地区	266	用途地域で定められている建ぺい率が変化するほか、高さや壁面後退距離、緑地率の規定あり
	第二種風致地区	2,620	
	第三種風致地区	439	
	第四種風致地区	111	
福浦 風致地区	第三種風致地区	5	
	第四種風致地区	7	

- ・宅地造成規制区域 282ha

参考: 県立奥湯河原自然公園 1,931ha  
 富士箱根伊豆国立公園 261ha  
 町全域景観計画区域内 4,097ha

## 2. 主な用語の解説

- ・都市計画(都市計画法第4条)

都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する計画のこと。

- ・都市計画区域(法第5条)

自然的及び社会的条件並びに人口、土地利用、交通量などに関する現況及び推移を考慮して、一体の都市として総合的に整備し、開発し、及び保全する必要がある区域のこと。

- ・区域区分(法第7条)

都市計画区域について無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため必要があるときは、都市計画に、市街化区域と市街化調整区域との区分を定めることができる。この市街化区域、市街化調整区域に分けることを「区域区分」または「線引き」という。

- ・地域地区(法第8条)

都市における土地利用の計画を定めたもので、種類に応じて一定の規制を適用する地区のこと。用途、防火、形態、景観、緑、特定機能と6種類がある。

- ・用途地域(法第8条第1項第1号、第3項第2号 第9条第1~13項)

都市計画区域内において、住居・商業・工業系といった市街地の土地利用を定めているもので、13種類の地域がある。人口や産業が集中して無秩序な建物が混在すると、生活環境が悪くなり、都市機能が低下して住みにくい町になってしまうが、用途地域が定められることにより、用途に応じて建築物を規制することができ、生活環境の保護や業務の利便性を高めることができる。用途が定められていない区域においても無秩序に建築ができるわけではなく、建ぺい率や容積率、その他建築基準法で定められている建築制限はかかってくる。

- ・特別用途地域(法第8条第1項第2号 第9条第14号)

用途地域内において、当該地区の特性にふさわしい土地利用の増進、環境の保護等の特別の目的として、用途地域の指定を補完して定める地区のこと。湯河原町では、特別用途地域で観光地区が定められている。

- ・準防火地域(法第8条第1項第5号 第9条第21項)

市街地における火災の危険を防除するため定める区域。一定の規模以上の建築物や木造建築物に対しての規定、建築物の構造なども定められている。

- ・風致地区(法第8条第1項第7号 第9条第22項)

都市の風致を維持するため定める地区のこと。風致地区に定められた地域は、建築物の建築や樹木の伐採行為などに制限がかかる。

- ・地区計画(法第12条の4、5)

住民と行政が協力して、地域地区による規制を補い、その地区レベルで独自のルールを定めることができる。

- ・景観計画区域(景観法第8条)

景観法に基づき行為規制等の権限を行使する都道府県、指定都市、中核市または都道府県と協議した市区町村であり、景観行政を担う主体である景観行政団体が策定する。

配付の資料と合わせてご確認ください。本日はありがとうございました。

(編集 11月会報担当:神谷一博/クラブ会報委員会)